

# 「古関裕而のまち・福島市」ロゴ使用について



令和3年2月1日改定版  
福島市

## ■「古関裕而のまち・福島市」ロゴ使用について

- 「古関裕而のまち・福島市」ロゴは福島市名誉市民である作曲家「古関裕而氏」を活かしたまちづくりを推進し、多様な地域活性効果の創出を図る目的で制作しました。本ロゴの利用に関し趣旨に沿った活動を行われる場合には、本ロゴマークを積極的にご活用ください。

### ■「古関裕而のまち・福島市」ロゴ使用についてのお問い合わせ先

福島市観光コンベンション推進室 観光プロモーション係

[kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp)

〒960-8601 福島市五老内町3番1号 TEL024-572-5718 FAX024-535-1401

## ■「古関裕而のまち・福島市」ロゴ使用の申請から許可までの流れ

- ①申請者 → 福島市      ロゴ使用申請（福島市オンライン申請または使用許諾申請書の提出）
- ②福島市                      申請内容の審査（修正がない場合は3～5日程度）
- ③福島市 → 申請者      ロゴデータの提供
- ④申請者                      デザイン案の作成
- ⑤申請者 → 福島市      デザイン案の提出
- ⑥福島市                      デザイン案の確認（修正がない場合は3～5日程度）
- ⑦福島市 → 申請者      使用許諾通知書の交付
- ⑧申請者                      制作（生産）開始
- ⑨申請者 → 福島市      完成品の提出

## ■「古関裕而のまち・福島市」ロゴの使用料、使用期間、使用条件について

- **ロゴの使用料** ➡ **無料**
- **ロゴの使用期間** ➡ **申請日から3年**
- **ロゴの使用条件** ➡ **古関裕而氏及び市のイメージを損なうおそれや正しい理解の妨げになるおそれがないこと等**

**詳しくは「古関裕而のまち・福島市」ロゴ使用要領第6条をご確認ください。**

# ■「古関裕而のまち・福島市」ロゴの使用手続きについて

## ① ロゴ使用申請

「古関裕而のまち・福島市」ロゴの使用を希望される方は、福島市オンライン申請にてお申し込みいただくか、以下の書類に必要事項をご記入のうえ、福島市観光コンベンション推進室（観光プロモーション係）へ郵送または直接持参で提出してください。

### 【提出いただく書類】

「古関裕而のまち・福島市」ロゴ使用許諾申請書

添付書類（どれか1つ）

レイアウト 原稿 企画書 スケッチ その他

※使用対象物件ごとに申請書を提出してください。

※市使用欄  
申請No. \_\_\_\_\_

様式第1号（第5条関係）

「古関裕而のまち・福島市」ロゴ  
使用許諾申請書

令和元年12月13日

福島市長 木幡 浩

住所 福島市五老内町3-1

福島太郎商店  
氏名 福島 太郎

「古関裕而のまち・福島市」ロゴを下記のとおり使用するため、申請いたします。

利用対象物件 （例：チラシ、菓子のパッケージなど）	まんじゅうのパッケージ
利用目的・利用方法	まんじゅうの販売
利用期間	令和元年12月13日～令和4年12月13日
担当者名・連絡先	担当：福島太郎 Email：***@*****.jp 電話：024-123-4567
添付書類	<input type="checkbox"/> レイアウト <input type="checkbox"/> 原稿 <input checked="" type="checkbox"/> 企画書 <input type="checkbox"/> スケッチ <input type="checkbox"/> その他（ ）

※デザイン案の分かる資料を別途添付願います。

## ■「古関裕而のまち・福島市」ロゴの使用手続きについて

### ②申請内容の審査

- ・申請受付後、内容を審査いたします。（修正がない場合は3～5日）  
申請内容によって追加の資料をお願いする場合があります。

### ③ロゴデータの提供

- ・申請書類の審査終了後、「古関裕而のまち・福島市」ロゴデータをお送りします。

### ④デザイン案の作成

- ・「古関裕而のまち・福島市」ロゴデータを用いて、使用対象物件のデザイン案の作成をお願いします。

### ⑤デザイン案の提出

- ・作成したデザイン案を提出してください。

## ■「古関裕而のまち・福島市」ロゴの使用手続きについて

### ⑥デザイン案の確認

- ・修正がない場合は3～5日程度

(デザイン案の内容によって修正をお願いする場合がありますので、使用対象物件の制作は使用許諾後にお願いします。)

### ⑦使用許諾

- ・デザイン案確認後、使用許諾通知書を交付いたします。

### ⑧制作（生産）開始

### ⑨完成品の提出

- ・使用対象物件完成後、見本として速やかに（販売・掲出される前までに）完成品を提出してください。

## ■「古関裕而のまち・福島市」ロゴFAQ

**Q 1** 他のロゴと一緒に「古関裕而のまち・福島市」ロゴを使用することは可能ですか。

**A 1** 可能ですが、他のロゴの取り扱い要領について事前にご確認ください。

**Q 2** 「古関裕而のまち・福島市」ロゴの加工は可能ですか。

**A 2** ロゴの加工（分解、作り変え、飾り枠、縁取り、色の改変等）は行わないでください。福島市からお送りしたデータのまま使用してください。  
（背景色は白に準ずる色をお願いします）

**Q 3** 「古関裕而のまち・福島市」ロゴを商品名として使用することは可能ですか。

**A 3** 商品名としてロゴは使用しないでください。  
また、ロゴそのものが商品となるような物件への使用はできません。

## ■「古関裕而のまち・福島市」ロゴFAQ

**Q 4** ロゴマークの使用許諾を受けると利用に関する権利は発生しますか。

**A 4** ロゴ使用を承諾するものであって権利を与えるものではありません。

**Q 5** 完成品は、どのようなものを提出すればよいですか。

**A 5** 現物か写真などロゴをどのように使用したか具体的に分かるものを提出してください。

**Q 6** 色違いのパッケージでデザインが同じ場合には、別々に申請する必要がありますか。

**A 6** 1度に申請できます。

**Q 7** 名刺に使用できますか。

**A 7** 使用できますが、会社等のロゴと誤認されないような配置としてください。